

新興国経済

ミャンマーODA 現地視察ミッション報告

新興国担当シニアエコノミスト
平山 広太
hirayama_kota@smbcnikko.co.jp

筆者は10月16～20日の日程で国際協力機構(JICA)が主催するミャンマーODA(政府開発援助)現地視察ミッションに参加し、最大都市ヤンゴンと中部の都市バガンを訪問した。本レポートでは、日本及びJICAのミャンマーに対する協力の歴史と現状を概観した上で、今回の現地視察の様相を報告する。詳しくは本文に譲るが、発展途上国とはミャンマーのようなところを指すのであろう。同国は2011年の民政移管までの50年近くにわたって鎖国状態にあり、世界の経済成長から全く取り残されてきた。ヤンゴンですら、中心部から少し離れると近代以前の生活を続けていると思しき村々が広がっている。ODAが必要とされているのは正にこうした国であり、今回の視察ではそれを実感することができた。

ミャンマーODA 現地視察ミッション報告

新興国担当シニアエコノミスト 平山 広太

はじめに

筆者は10月16～20日の日程で国際協力機構(JICA)が主催するミャンマーODA(政府開発援助)現地視察ミッションに参加し、最大都市ヤンゴンと中部の都市バガンを訪問した。本レポートでは、日本及びJICAのミャンマーに対する協力の歴史と現状を概観した上で、今回の現地視察の様相を報告する。

ミャンマーの概況

多くの日本人にとってミャンマーはまだまだ馴染みが薄い存在

ミャンマーは2011年の民政移管をきっかけに国際社会への本格的な復帰を実現したが、それ以前は50年近くにわたって軍事政権の下で鎖国状態に置かれてきたため、日本においてミャンマーの情報に接する機会が極めて限られていた。民政移管後にはそうした機会が飛躍的に増加したとは言え、多くの日本人にとってミャンマーはまだまだ馴染みが薄く、具体的なイメージを描き難いというのが実態であろう。以下では、現地視察の報告に入る前の準備作業として、ミャンマーの概況についてまとめておきたい。なお、本稿では原則として「ミャンマー」を用いるが、歴史的な文脈の一部で「ビルマ」を使用した¹。

図表1. 多くの日本人にとってミャンマーはまだまだ馴染みが薄い存在

ミャンマーの概況

国名	ミャンマー連邦共和国
面積	67.7万km ² (南北2,051km、東西936km)(日本の約1.8倍)
人口	5,148.6万人(2014年3月29日時点、センサス)
首都	ネーピードー
民族	ビルマ族(約70%)、その他多くの少数民族(8大民族)
言語	ミャンマー語(ビルマ語)、その他多くの少数民族言語
宗教	仏教(上座仏教)(90%)、キリスト教、イスラム教
政体	大統領制、共和制
国家元首	テインチョウ大統領(2016年3月30日就任、任期5年)
政府要人	大統領: テインチョウ 国家最高顧問・外務相: アウンサンスーチー 第一副大統領: ミンスエ 第二副大統領: ヘンリー・ヴァンティオ
GDP	経済規模: 657.5億ドル(2014/15年度、IMF推計) 一人当たりGDP: 1,278.7ドル/人(同) 経済成長率: +8.7%(2014/15年度、計画・財務省)
経常収支	-25.1億ドル、GDP比-3.8%(2014/15年度、IMF推計)
通貨	チャット(kyat)、通貨記号はMMK 1ドル=1,289チャット(2016年10月31日時点)
国際貿易	輸出 金額: 125.2億ドル(2014/15年、通関ベース) 品目: 天然ガス、宝石、豆類、衣類、木材、米 相手国: 中国、タイ、シンガポール、インド、日本、韓国 輸入 金額: 166.3億ドル(2014/15年、通関ベース) 品目: 一般機械、輸送機械、精油、非金属・同製品、化学品 相手国: 中国、シンガポール、日本、タイ、マレーシア、インド

注: 2014/15年度は2014年4月～2015年3月。経常収支はIMFのInternational Financial Statisticsに基づいており、World Economic Outlook Database, October 2016に収録のデータとは異なる

出所: 日本外務省、国際通貨基金(IMF)、駐日ミャンマー大使館、CEIC、ブルームバーグ、SMBC日興証券

¹ 第二次軍政は1989年、国名の英語表記をそれまでのBurmaからMyanmarに変更した。

◆ミャンマー略史

図表2. 2011年に民政移管を達成

ミャンマー略史

1948年	英国より独立(1月4日)
1962年	ネイウイン大将のクーデタにより軍政(第1次)開始(～1988年)
1988年	民主化運動で軍政(第1次)終了も再びクーデタにより軍政(第2次)開始(～2011年)
1989年	アウンサンスーチー氏自宅軟禁(～1995年、2000～2002年、2003～2010年)
1997年	ASEAN(東南アジア諸国連合)加盟
2003年	ミャンマー政府、「民主主義への七つの道程」発表
2008年	新憲法の是非を問う国民投票で新憲法採択が決定
2010年	民政移管のための総選挙(10月)、NLD(国民民主連盟)はスーチー氏軟禁を理由にボイコット(スーチー氏は選挙後の11月に自宅軟禁を解かれた)
2011年	テインセイン大統領(軍政序列4位)によるUSDP(連邦団結発展党)政権発足
2015年	総選挙でNLDが地滑りの勝利
2016年	テインチョウ大統領によるNLD政権発足、スーチー氏は国家最高顧問・外務相に

出所: 日本外務省、SMBC日興証券

1948年に英国から独立も1962年に軍政がスタート

ビルマ連邦は1948年1月4日に英国から独立し、ウー・ヌ首相を首班とする政府が発足した(図表2)²。しかし、独立直後から共産主義勢力や少数民族との内乱に突入り、1950年代初頭まで国情は安定しなかった。内乱が概ね鎮静化³すると、今後は政府内の対立が表面化し、1958年4月には与党パサバラが分裂してしまう。事態の悪化を食い止めることができなくなった政府は10月、ネイウイン大将に選挙管理内閣を委ねてしまう(事実上の軍政)。1960年の総選挙を経て再びウー・ヌ政権が発足するものの、政策の失敗や州の自治権強化要求に危機感を募らせた軍は1962年3月にクーデタを敢行、ネイウイン大将を中核とする軍政(第一次)が始まった。軍政は「ビルマ式社会主義」を掲げて経済統制を強めたが、軍人による硬直した政策は生産性の低下を引き起こし、経済情勢は悪化の一途を辿った。

1988年の民主化運動で軍政は一旦終了も同年のうちに第二次軍政が開始

転機となったのは1988年3月に発生しその後全国に拡大した民主化運動であり、7月には軍事政権を20年以上にわたって率いてきたネイウイン氏が独裁政党BSPP(ビルマ社会主義計画党)の議長を辞任した(第一次軍政の終了)。アウンサンスーチー氏が民主化運動の指導者の(一人)として注目を集めたのもこの時である。しかし、当時の民主化運動は中核となるべき人物を欠いていたために的確な着地点を見出すことができず、ネイウイン退陣から2ヵ月と経たない9月、秩序回復を掲げる軍による再度のクーデタを招いてしまった(第二次軍政)。国家法秩序評議会(SLORC)を核心とする軍政は実力によって民主化運動を抑え込み、1989年には既に民主化運動の象徴的存在となっていたアウンサンスーチー氏を自宅軟禁に処した。1995年に一旦解放したものの、民主化勢力(アウンサンスーチー氏が率いる国民民主連盟(NLD))との対話を拒否し続け、2000年には再びアウンサンスーチー氏を自宅軟禁に処した。2度目の自宅軟禁は2002年に解除されるものの、2003年に発生したディバーイン(ディペイン)事件をきっかけに3度目の自宅軟禁が始まった。

2012年に民政移管を達成、2016年にはNLD政権が発足

アウンサンスーチー氏を数千人の「暴徒」が襲撃したディバーイン事件に対して国際社会は厳しく反発し、それまでミャンマーに柔軟に接してきたASEAN諸国も同様であった。そのため軍政は「民主化に向けた七つの道程」を発表して事態の收拾を図らざるを得なくなった。「道程」の成り行きは極めて緩慢であったものの、2008年に新憲法が承認され、2010年には民政移管のための総選挙が実施された(NLDはボイコット。アウンサンスーチー氏の自宅軟禁は総選挙直後に解除)。翌2011年、選出議員(上下両院の4分の3)と軍人議員(同4分の1)から成る議会は軍政ナンバー4であったテインセイン元大将を大統領に選出し、「民政移管」を達成した。当初は形だけの民政移管と見られていたが、テインセイン政権はNLDとの対話を精力的に推し進める一方、外交関係の正常化に乗り出し、国際社会もこれを歓迎した。そうし

² 以下の記述は、根本敬(2014)『物語 ビルマの歴史 王朝時代から現代まで』中公新書に多く負っている。

³ 全土を巻き込んだ内乱は収束したものの、少数民族が居住する州(state)ではその後も反政府勢力が活動し、一部は現在も続いている。テインセイン政権はこうした武装勢力との和平交渉を積極的に推進した点でも評価が高い。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/24/dga_0113.html

て迎えた2015年の総選挙では、NLDが選出議員の8割を占めるという劇的な勝利⁴を収め、2016年3月、アウンサンスーチー氏の側近であるティンチョウ氏を大統領とするNLD政権が発足した。平和裏に政権交代を達成した意義は大きい。憲法の規定により大統領へ就任できないアウンサンスーチー氏は新設された国家最高顧問に就任するとともに外務相と大統領府相を兼務し、精力的に活動している。

米国はミャンマーに対する経済制裁を大幅に緩和

NLD政権に対する海外の期待は高く、例えば、アウンサンスーチー国家最高顧問兼外務相の訪米に合わせて、米国はミャンマーに対する経済制裁を大幅に緩和した⁵。驚くべきは、今回の制裁解除がほぼ全面的なものとなったことで、第二次軍政を率いたタンシュエ上級大将(1992年にSLORC議長に就任し、2011年の民政移管まで軍政を率いた)に対する制裁や、麻薬取引への関与が疑われてきたアジア・ワールド社に対する制裁も解除された⁶。民主化したミャンマーに対する米国の期待が窺える。

NLD政権は国民の和解を重視している

NLD政権は国民の和解があつてこそ経済成長が実現すると考えている。8月31日から4日間の日程で開催された「21世紀のパンロン会議」⁷では、アウンサンスーチー国家最高顧問をはじめとする政府代表と少数民族の代表が平和に向けて協議を行った⁸。NLD政権が貧困削減を重要な課題に位置付けるのも、国民の和解を重視するスタンスに基づいている。日本ではミャンマーについて内戦やテロ活動を漠然と懸念する声が根強いが、こうした動きのほとんどは少数民族が居住する国境周辺の州(state)で発生しており、ミャンマー人が多く住む地域(region)とは事情が異なる。ミャンマーには公式に認められているだけで135の民族がおり、7つの民族集団に大別される。少数民族は自治権を求めて中央政府と抗争を繰り返してきたが、彼らの活動はあくまで地元限定されており、最大都市ヤンゴンや首都ネーピードーでテロ活動を引き起こしている訳ではない。近年は和平交渉も進展しており、情勢は好転しつつある。

ミャンマー人はシャイだが勤勉で忍耐強く、目上の者に対し敬意を払う

ミャンマー人の国民性としては、シャイだが勤勉で忍耐強く、年長者や上席の者に対して敬意を払う、といった評価が多く、「日本人によく似ている」との声もある⁹。こうした国民性の背景として、ミャンマー人の大部分が信仰する仏教の倫理観が指摘されている。ミャンマーの主流派である上座仏教では、僧門に入る者に対して厳しい戒律と修業が要請されており、僧侶の社会的な地位が極めて高い¹⁰。ミャンマー人の勤勉さや忍耐強さは、経済発展に向けて国民が丸となって取り組む際には大きな力となると期待される。その一方で、目上の者に対する強過ぎる敬意のため、上司や教師に対する批判を良しとせず、無批判に従う傾向がある、との指摘もある¹¹。経済が発展していく上では、創造的破壊(イノベーション)を生み出すような健全な批判精神が不可欠であろう。アウンサンスーチー氏は「無批判な従順」の態度を厳しく批判しており、「よきリーダーとなるためには、まずよきフォロワーとして責任を持って活動し、知見を広げることが必要」¹²として、自ら考え行動する必要性を訴えている。

◆ミャンマー経済の概要

軍政下のミャンマーは世界経済の発展に取り残されてきた

ミャンマー経済は軍政下の約50年間にわたって国際社会から隔離され、その間の世界経済の発展から完全に取り残されてきた。2011年の民政移管後は日本をはじめとする海外からの経済支援や直接投資の資金が大挙して流入しているものの、失われた50年はあまりに長く、経済発展に向けた試行錯誤が続いているというのが実情であろう。以下では、ミャンマー経済の現状について、今回の視察も踏まえてエコノミストの立場から概観してみたい。

⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001564.html アウンサンスーチー氏率いるNLDは軍人枠を除く下院の民選議員491のうち390を獲得し、テインセイン政権の与党・連邦団結発展党(USDP)は42に止まった。ただし、両党の議席数に圧倒的な差がついたのは小選挙区制によるところが大きく、得票数はNLD対USDPで2対1。テインセイン政権の民主化政策を評価する声は少なくない。

⁵ <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl0569.aspx>

⁶ <http://www.elevenmyanmar.com/politics/6173>

⁷ パンロン会議は1947年に建国の父アウンサン(アウンサンスーチー氏の父)がビルマ独立の準備として少数民族と交渉し、彼らへの自治権付与などを決定した歴史的な会議。

⁸ http://www.jcp.or.jp/akahata/aik16/2016-09-05/2016090507_02_1.html

⁹ 例えば、<http://jwl.or.jp/service/international/whymyanmar/>

¹⁰ 今回のミッションで利用したフェリーには外国人専用席が設けられていたが、僧侶はそうした席であっても座ることを許されているようである。

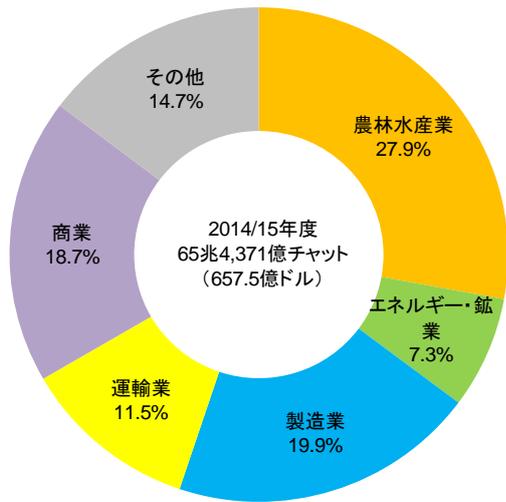
¹¹ 前掲の根本(2014)参照。軍事政権が長く続いた背景として、こうしたミャンマー人の従順さを挙げる声もある。

¹² http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/news/topics/topics_366.html

経済規模は 2014/15 年度
で 657.5 億ドルであり、
典型的な発展途上国

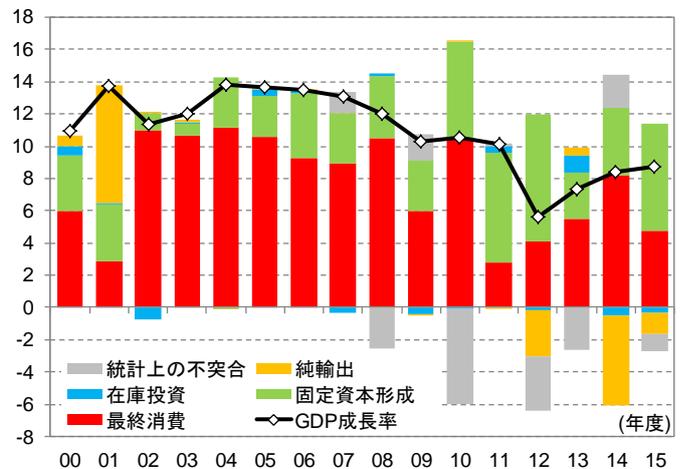
ミャンマーの経済規模は 2014/15 年度 (2014 年 4 月～2015 年 3 月) 時点で 657.5 億ドルであり、日本の 1.5% 程度である。GDP の 3 割近くを農林水産業が占める典型的な発展途上国であり、近代的な産業基盤はほとんど整備されていない (図表 3)。逆に言えば、ほぼゼロからのスタートであるため、潜在的な経済発展の余地は極めて大きい、と肯定的に捉えることも可能であろう。実際、ミャンマーは急速な経済成長を実現しつつあり、民政移管を達成した 2011/12 年度以降について見ると、経済成長率は 2014/15 年度までの平均で年率 +7.5%、2014/15 年度は +8.7% に達した (いずれもミャンマー政府の公式データに基づく)。図表 4 では、一見すると民政移管後に経済成長率が低下したように見えるが、貿易の活発化による輸入急増が背景であり、内需の増勢が大きく鈍化した訳ではない。近年は輸入した資本財を活用した固定資本形成が活発であり、産業基盤の構築に向けた資本蓄積も進みつつある。

図表3. 農林水産業の割合が大きい典型的な発展途上国
名目 GDP の産業別構成



注: 2014/15 年度は 2014 年 4 月～2015 年 3 月
出所: ミャンマー計画・財務省、CEIC、SMBC日興証券

図表4. 2011 年の民政移管以降、貿易活動が急拡大
実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度
(前年度比%)



注: 年度末が含まれる暦年で表示 (2014/15 年度は 2015 年に表示)
出所: ミャンマー計画・財務省、CEIC、SMBC日興証券

安価ながら質の高い労働
力が存在

日本貿易振興機構 (JETRO)¹³によれば、ヤンゴン (ミャンマーの最大都市) におけるワーカー (一般職工) の月間賃金は 127ドル (2014 年調査) であり、アジア域内で比較すると、ホーチミン (ベトナムの最大都市) の 193ドル (2015 年調査) やプンベン (カンボジアの首都) の 162ドル (同) などと比べても低水準である。他方、ダッカ (バングラデシュの首都) の 99 ドル (同) に比べると高いという評価になるが、世界銀行の開発指標¹⁴を見ると、2015 年時点の成人 (15 歳以上) 識字率はミャンマーが 93.1% であるのに対して、バングラデシュは 61.5%、カンボジアは 78.3%、ベトナムは 94.5% となっており、労働者の質の面でミャンマーには優位性があると判断されよう。

ハードとソフトの両面で
のインフラ整備が不可欠

国際協力銀行 (JBIC) の調査¹⁵によれば、2015 年半ばの時点で日本の製造業が考える中期的 (今後 3 年程度) に有望な事業展開先国・地域として、ミャンマーは 10 位にランクインしている。有望と見る理由としては、「現地マーケットの今後の成長性」を指摘する声が多く、「安価な労働力」、「投資にかかる優遇税制がある」と続いている。高成長を実現しているミャンマー経済 (内需) の将来性を期待する声がある一方で、安価な労働力を活用した輸出拠点として進出を検討しているところもあるなど、ミャンマーに対する企業の思惑は様々である。他方、進出する上での課題としては、「インフラが未整備」を多くの企業が指摘しており、「法制が未整備」、「治安・社会情勢が不安」などの声が聞かれる。外界との関係をほとんど絶ってきたミャンマーでは、ハードとソフトの両面でインフラが極めて不十分である上、軍政から民政への移管に伴って多くの制度変更が進行中である。進出を検討している企業にしてみれば、前提条件が今後大きく変わるリスクを抱えなければならず、進出を躊躇する一因となっている模様である。今回

¹³ <https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>
¹⁴ <http://www.worldbank.org/ja/country/japan/brief/pendata>
¹⁵ http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2015/12/45904/Japanese1.pdf

のミッションで視察した、日本政府及び JICA によるハードとソフトの両面におけるミャンマーのインフラ整備事業は、企業の進出を円滑化するという点でも重要な意義を認められよう。

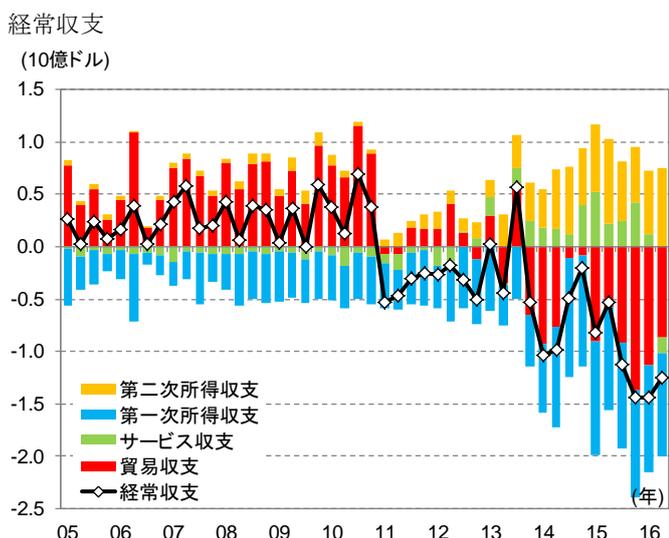
海外から企業を誘致して国内の生産能力向上を図る必要がある

ただし、ODA のような経済支援は、利潤を追求する民間企業が手を出し難いインフラ整備に大きな力を発揮するものの、それだけで将来の高成長が約束される訳ではない。ミャンマーが低開発状態を脱して持続的な経済成長を実現する上では、海外の技術や知識を積極的に取り込んでいく必要がある。その際、先立つものはやはり資金である。民政移管後、ミャンマーの対外貿易は飛躍的に拡大し、2014/15年度の輸入額(GDP ベース)の対 GDP 比率は 25.4%(移管前の 2009/10 年度は同 0.1%)に達した。しかし、2013 年以降は輸入の急増に対して輸出の増加が追い付かなくなり、貿易収支は大幅な赤字に転じた(図表 5)。足元の高成長にかまけて貿易赤字の拡大を放置すれば、対外債務残高が累増していずれ経済成長の妨げになる可能性を否定できない。こうした事態を回避しようとするれば、海外から企業を誘致して国内の生産能力の向上を図るとともに、輸出産業を育成して外貨獲得に努めなければならない。

東南アジア諸国が達成した輸出志向型工業化がミャンマーでも期待される

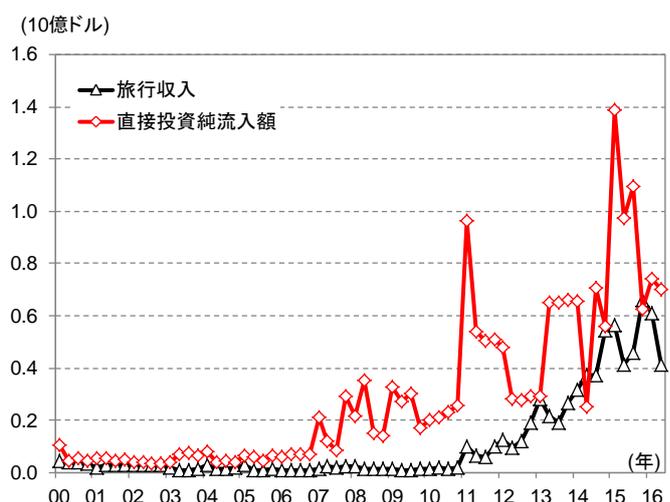
発展途上国が外貨を獲得する手段としては、輸入制限や輸出振興、外資誘致、観光客誘致などが挙げられる。輸入代替型工業化は、海外からの輸入品に替わる国内品の製造能力を高めることで輸入を減らし、輸出との差額を拡大して成長を目指す工業化戦略である。輸入抑制と自国産業育成に主眼が置かれるため、輸入品に対して高い関税が設けられることしばしばである。しかしこうした措置は、国内における健全な競争を阻害したり、海外の進んだ技術の導入を妨げたりする結果、国際競争力のない産業群を形成してしまう場合も少なくない。他方、輸出志向型工業化は、安価な労働力や税制上の優遇措置などを掲げて海外から資本や技術を呼び込み、当初から海外市場をターゲットに位置づけた工業化戦略である。何もかも外資頼みでスタートするとしても、技術やノウハウは国内企業に徐々に伝播し、いずれ競争力のある国内産業が立ち上がってくると期待される。東南アジア諸国が 1980~1990 年代に成し遂げた経済発展は、正にこうした輸出志向型工業化であった。上述のように、ミャンマーには優秀かつ安価な労働力が存在しており、インフラの問題にさえある程度の目途がつけば、同国を生産拠点として活用しようとする外資の進出が活発化するとしても不思議ではない。近年の直接投資純流入額の増加は、ミャンマーの輸出志向型工業化に対する期待を高める動きと言えよう(図表 6)。

図表5. 経常赤字の拡大を防ぐには製造業の振興が重要



出所: 国際通貨基金 (IMF)、CEIC、SMBC日興証券

図表6. 外貨獲得手段としての直接投資受け入れと観光業
旅行収入と直接投資純流入額



出所: 国際通貨基金 (IMF)、SMBC日興証券

観光客誘致も重要な外貨獲得の手段

財貿易以外にも外貨獲得の手段はあり、海外からの観光客誘致も重要な戦略となり得る。外国人観光客にアピールできる観光資源が既に存在していることが前提になるが、ミャンマーには多数の仏教遺跡や仏教寺院があり、著名なバガンの仏教遺跡については、ミャンマー政府が世界遺産への登録を目指して準備を進めている。ただし、こうした観光資源はただそこにあれば観光客が自然と集まってくる訳ではなく、観光地としての適切な開発や海外へのプロモーションの必要性は言うまでもない。民政移管以

降、海外からの観光客数は急増しており、観光ビザによる訪緬(ミャンマー)者数は2010/11年度の31万人に対して2014/15年度は319万人と、僅か4年で10倍増となった。国際収支統計においても、民政移管後の旅行収入の顕著な増加が確認される(図表6)。だが、観光客数の急増に対して、ミャンマー側の受け入れ態勢が十分とは言い難い。公共交通機関や宿泊施設などのキャパシティは観光客の増加ペースに追い付いておらず、外国人に対応するガイドの育成や情報提供施設の設置も大幅に遅れている。同様の問題は直接投資の受け入れに関連する面でも発生しており、外資企業の進出に伴ってミャンマー駐在員が急増しているが、外国人が快適に生活できる住居や環境は依然として限られるため、そうした物件では家賃高騰が著しい模様である。外貨獲得を目指す上では、観光客に限らず幅広く外国人を受け入れる態勢を整える必要があろう。

ミャンマーに対する日本及びJICAの協力

日緬関係はミャンマーの政治体制に応じて大きく変化してきた

日緬関係の歴史はミャンマーが英領ビルマであった第二次世界大戦以前に遡るもので、日本軍によるインドシナ半島への関与が、良し悪しは別として結果的に同地域の戦後の独立を促したことは否定できない¹⁶。戦後の日緬関係は1954年の「日本・ビルマ平和条約及び賠償・経済協力協定」¹⁷の締結に始まる。日本は経済協力として同年に技術協力を開始し、1968年に円借款の第一号案件を供与¹⁸、1975年には無償資金協力の第一号案件を供与した。第一次軍政(1962～1988年)下でもODAが途切れることなく供与された点は特筆される。こうした戦後日本の対ミャンマー政策は、民主化運動を弾圧した1988年の第二次軍政の開始によって大きく転換する(図表7)。技術協力は続けられたものの、新規の円借款の供与は停止された。1995年のアウンサンスーチー氏の自宅軟禁(1回目)の解除を受けて、基礎生活分野の案件を中心に支援が再開されたものの、2003年のディバーイン事件とアウンサンスーチー氏の自宅軟禁(3回目)の開始をきっかけに再び新規案件は原則として停止された。

2011年の民政移管で日緬関係は一気に好転した

日緬関係の再度の転機は、2011年3月のテインセイン大統領を首班とする「文民」政権の発足であった。テインセイン氏は大統領就任時には軍籍を離れていたものの、軍政時代の序列が4位と極めて高位にあったため、テインセイン政権の発足当初から「今回の民政移管は形式的なものであって実質的には軍政が継続している」と批判する声が少なくなかった¹⁹。しかし、曲がりなりにも民政移管が実現したことで国際社会におけるミャンマーの立ち位置は一気に好転した。日本政府もミャンマーに対する姿勢を軟化させ、テインセイン大統領が2012年4月に来日した際には、①国民の生活向上のための支援、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援、を3つの柱として実施する方針を発表した。日本にとってミャンマーは、地政学的重要性(中国とインドの間に位置)、歴史的友好関係(国民は極めて親日的)、豊富な天然資源・農業国(天然ガス埋蔵量は東南アジア第3位)という点で重要であり、一連の経済支援を通じて民主化・国民和解に向けた動きを後押ししている。

2013年に過去の債務問題が解決され、JICAによる円借款供与が再開

2012年の日緬首脳会談に基づき、2013年1月に延滞債務解消のための措置として、日本政府は1,274億円の債務を免除した上で、残る1,989億円の債務についてはミャンマー政府が日本のメガバンク3行によるブリッジ・ローンを活用してこれを解消する一方、JICAは同額の長期・低利の新規プログラム・ローンをミャンマーに対して供与した²⁰。世界銀行及びアジア開発銀行に対する延滞債務も国際協力銀行

¹⁶ 例えば、日本軍は1941年、対英謀略の一環としてビルマ人に軍事訓練を施した。その中には後に「ビルマ建国の父」となるアウンサンや第一次軍政を率いたネイウインが含まれており、戦後の日緬関係にも影響を及ぼした。ポ・ミンガウン著・田辺寿夫訳編(1990)『アウンサン将軍と三十人の志士 ビルマ独立義勇軍と日本』中公新書を参照。

¹⁷ 「1954年11月に署名された日本とビルマ連邦(現ミャンマー)の間の平和条約、賠償と経済協力に関する協定。他国に先駆けて最初に合意・署名された戦後賠償であり、実質的に日本による最初の開発途上国向け資金協力。同発電所(※パルーチャン第二水力発電所)建設には104億円が充当された。」※は筆者による。

¹⁸ <https://www.jica.go.jp/myanmar/office/information/press/140628.html>

¹⁹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j_90sbefore/901-11.htm

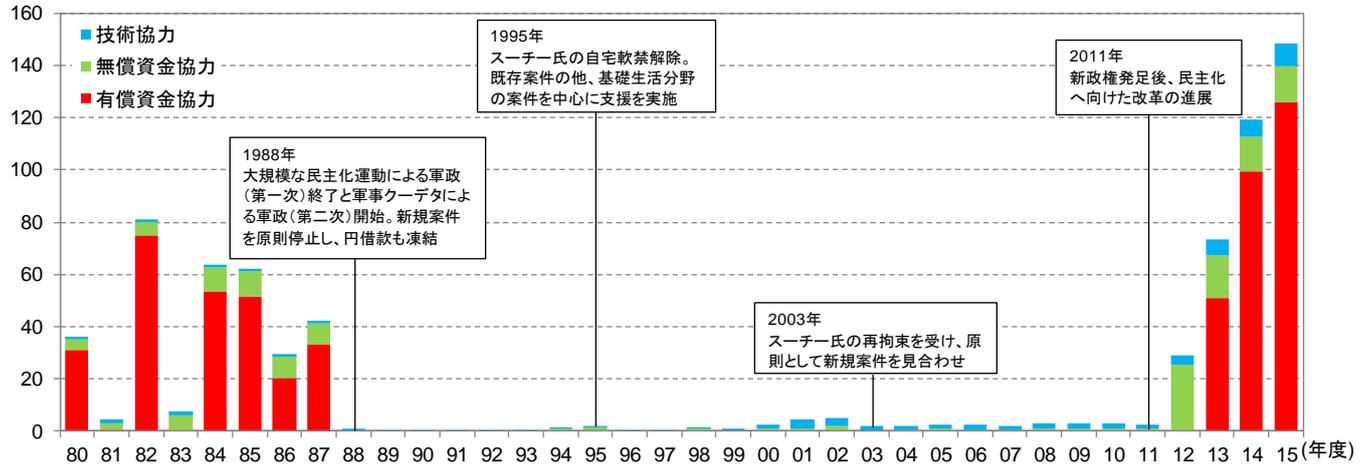
²⁰ テインセイン政権がミャンマーの改革に積極的に取り組み、2016年にはアウンサンスーチー氏率いるNLDへの政権交代を平和裏に実現したのは既述の通り。民政移管後のミャンマーで起こったこうした劇的な変化は、長年にわたって同国を観察してきた人々にとっても大きな驚きであった模様である。宇田有三(2015)『観光コースでないミャンマー(ビルマ)』高文研など参照。

²¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/y130130_1_01.html

(JBIC)によるブリッジ・ローンによって同月中に解消された。さらに、同月24日に開催されたパイクラブでは、ミャンマーの二国間公的債務の取り扱いに関して債権国間で合意が成立した。以上により、過去の公的債務問題が解消した結果、JICAによる円借款の供与再開が可能となった。上記に加えて日本政府は同年5月、ミャンマーに対する救済措置として1,900億円近くに上る債務免除を決定した²¹。

図表7. 対ミャンマーODAは民政移管後の2012年から急速に拡大している

対ミャンマーODA支援実績
(10億円)



注: 外務省実施分を含む。ODA実施体制の変遷により年度別の集計の仕方が異なる場合がある

出所: JICA、外務相、SMBC日興証券

再開された対ミャンマー
ODAは急速に拡大

2013年に実質的に再開された日本の対ミャンマーODAはその後急速に拡大し、2015年度実績は、有償資金協力(円借款)が1,257億円(国別実績7位)、無償資金協力が138億円(国別実績1位)、技術協力が87.6億円(国別実績2位)、合計1,483億円に達している²²。上述のミャンマー支援の3つの柱に分けて事業を見ると、①国民の生活向上の支援としては、貧困削減地方開発事業、少数民族向け総合病院・道路整備、灌漑開発、気象観測装置整備など、②人材の能力向上・制度整備としては、技術協力を主とした専門家の各省庁への派遣、税関や金融のシステム近代化など、③持続的経済成長としては、ティラワSEZ開発、ヤンゴン＝マンダレー鉄道整備、電力網整備など、が実施されている。

ODA 現地視察の概要

以下では、今回のミッションで視察した ODA 案件について、筆者が撮影した写真を一部交えながら、事業概要を紹介していきたい²³。

◆バガンにおける地域観光開発事業

バガンにおける地域観光
開発事業の概要

バガン(パガン)はビルマ族が建てた最初期の王朝であるバガン朝(11～13世紀)が栄えたミャンマー中部の都市で、3,000基もの仏塔(パゴダ)遺跡やアナンダ寺院などの観光資源に恵まれている。2011年の民政移管以降、外国人観光客が急増しているが、バガン側の受け入れ態勢が整っているとは言い難く、インフラ整備や観光人材の育成、観光開発計画の立案が急務となっている。JICAの地域観光開発事業では、(1)観光管理・体制の強化、(2)観光インフラ整備、(3)観光人材育成体制の整備の3つを柱として、観光開発のマスタープラン作成を支援している。

²¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h25/y130526_1.html

²² 有償資金協力及び無償資金協力は承諾額、技術協力は支出額。

²³ JICAによる対ミャンマー支援の概要については、以下のウェブサイトに掲載の資料も参照されたい。
https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq0000r13n2-att/20160810_03.pdf

● コミュニティ・ベースド・ツーリズム(CBT)開発事業

観光商品としての西ポワ
ソー村の CBT 事業

バガンの最大の観光資源は仏教遺跡群であるが、それだけでは観光客の長期滞在を期待できないため、彼らの関心を引くような観光商品の開発が必要である。バガンではコミュニティ・ベースド・ツーリズム(CBT)のパイロット事業が進められており、新たな観光商品として期待されるだけでなく、この事業に参画した村々への観光業からの裨益が目指されている。今回の視察では、漆器生産が盛んな西ポワソー(Pwa-saw)村を訪問した。同村では JICA の CBT 開発のパイロット事業が展開されており、製造工程を見学した上で、生産者から漆器を直接購入できる(図表 8)。観光客が生産地を訪れて直接購入すれば、中間マージンがカットされるため、観光客も生産者も利益を得られると期待されている。

地元住民の生活に接する
Village Cooking Tour

同村では地元住民の生活に接する Village Cooking Tour というパイロット事業も実施されている²⁴。村民と共にマーケットで食材を購入し、一緒に料理をするというもの。毎週土曜日に実施されており、参加費は一人 15 ドル、所要時間はおよそ半日(図表 9)。収益は村民のほか村にも一部還元される。現在は回数も少なく、小銭を稼ぐ程度であるが、旅行代理店を通じたプロモーションを広げていく予定である。

図表8. 観光客向けに漆器作りの実演販売を行う
西ポワソー村における CBT 開発事業



出所: SMBC日興証券

図表9. 地元住民の生活に接するツアーを設計
Village Cooking Tour の案内



出所: SMBC日興証券

● 眺望ポイントの整備事業

盛り土による眺望ポイン
トの設置を模索

バガンに立ち並ぶ仏塔群の高所からの眺めは絶景である。しかし、バガンには高所が少ないため、高樓を有する寺院などに観光客が集中しがちで、観光資源である寺院へのダメージが懸念されていた。こうした事態を打開するには新たな眺望ポイントの設置が必要であるが、ミャンマー政府はバガンの仏教遺跡群の世界遺産登録を目指している関係上、現状に変更を加えかねない新規の展望所設置には難色を示している²⁵。そこで JICA では、遺跡に極力影響を与えないように、既存の高台に盛り土を施して眺望ポイントを設けることを提案している。仮に盛り土の下に遺跡が埋まっていると判明した場合、盛り土を除去すれば原状回復できる。図表 10 では足場が組まれているが、盛り土した際の高さや眺望をイメージし易くするために仮設したものであり、同地に何らかの建物を建てることを想定している訳ではない。

● 観光案内所の整備事業

観光客に対して情報を提
供する体制を整える必要
がある

軍事政権下では鎖国に近い状態であったため、バガンのような観光地でさえ、観光客に対して情報を提供する体制が整っていない。JICA では、外国人向けの観光案内所の設置やガイドなどの人材育成を支援している。バガンには試験的に数か所の観光案内所が設置されているが、今回視察したアーナンダ

²⁴ <http://www.wonderbagan.com/en/> トップページに Village Cooking Tour の案内が掲載されている。

²⁵ <http://myanmarbusinesstoday.jp/id/1385>

寺院(パガン朝の国王が建てた古い寺院で、パガン観光の名所の一つ。図表 12)の近くのそれはテントを張っただけの簡易的なものであった(図表 11)。観光案内所であっても建物の新設は世界遺産登録の障害になる可能性があるため、ミャンマー政府がやはり難色を示しているとのことであった。観光地としての整備の重要性は誰もが認めるところであるが、優先順位をどうするかについては各人各様の考えがあり、落としどころを巡る議論が続いているという印象を受けた。

図表10.眺望ポイントの整備事業

眺望ポイント候補地に設置された足場



出所: SMBC日興証券

眺望ポイントの足場からの眺め



注: この写真では眺望ポイントの高さを実感し難いかもしれない
出所: SMBC日興証券

図表11.観光案内所はテントを張っただけの簡易的なもの

観光案内所の整備事業



出所: SMBC日興証券

図表12.アーナンダ寺院には多数の巡礼者が訪れる

アーナンダ寺院



注: 2016年8月24日の地震でバガンの多数の遺跡が被害を受けた
出所: SMBC日興証券

◆ ティラワ経済特区 (SEZ) 開発事業

ティラワ SEZ は日本による対ミャンマーODAの最大の案件

ティラワ SEZ 開発事業は日本政府による対ミャンマーODAの最大の案件で、持続的な経済成長のためのインフラ整備を目的としている(図表 13~15)。2012年に両国は SEZ 開発に関する覚書を締結し、2013年に事業実施主体としてミャンマー・ジャパン・ティラワ・ディヴェロップメント(MJTD)を設立して起工式を挙行政した。ティラワ SEZ を想定して2014年1月に制定された改正経済特区法(新 SEZ 法)について JICA は、同法やその細則の制定作業に対する支援も実施している。2014年5月には SEZ 用地の

販売と SEZ 投資認可を開始し、2015 年 9 月には 405ha の早期開発地域 (Zone A 区画) が開業した。起工から 2 年余りで開業に至っており、こうした事業としては極めて速いスピードで進捗していると言える。開発用地の 95% 以上が売約済みであり、進出を決めた企業は 2016 年 9 月末時点で 63 社 (うち 33 社が日本企業)、うち 17 社が既に操業を開始している²⁶。ティラワ SEZ は最終的に品川区より広い 2,400ha までの拡張が見込まれており、今年 10 月には新たに 100ha (Zone B 区画フェーズ 1) を開発する合弁事業契約書の改定契約書が調印されている。

図表13. ティラワ SEZ 開発事業は持続的な経済成長のためのインフラ整備を目的としている

ティラワ SEZ の入り口ゲート



出所: SMBC日興証券

ティラワ SEZ で工場建設が進む区画



出所: SMBC日興証券

図表14. 入り口ゲートの隣に MJTD が入居している

MJTD 及び OSSC が入居するビル



出所: SMBC日興証券

図表15. SEZ 周辺には未開発の田園風景が広がる

ティラワ SEZ 周辺に広がる稲田



出所: SMBC日興証券

ティラワ SEZ に関わる官
民の主体

MJTD はミャンマー側 51%、日本側 49% の出資から成る合弁企業で、49% のうち 10% 分を JICA が出資し、残る 39% は三菱商事・丸紅・住友商事・3 メガバンクが共同で出資している。社長兼 CEO は住友商事で工業団地開発に携わってきた梁井氏が就任。なお、ミャンマー側の 51% のうち 41% 分を保有するミャンマー・ティラワ・SEZ ホールディングス (MTSH) は 2016 年 5 月にヤンゴン証券取引所への上場を果たした。MJTD が工業団地開発を担い、JICA は港湾や電力施設、アクセス道路、通信などのインフラ

²⁶ https://www.jica.go.jp/press/2016/20161021_01.html 進出企業数はこのプレスリリースによる。なお、進出企業数は何を基準としてカウントするかによって異なる場合がある。

整備に関してミャンマー政府に円借款を供与し、整備そのものはミャンマー政府が行う。計画は日本政府の ODA 供与方針に則ったもので、この方針が要求する住民の立ち退きや代替地での生活再建、環境への配慮といったプロセスは、軍政下で上からの一方的な開発に慣れてきたミャンマーにとって新鮮なものとなった模様である。

進出企業はミャンマー国内向けのビジネス展開を目指すところが多い

ティラワ SEZ への入居企業は、建設資材、農業関連、食品、労働集約型(縫製)など、国内向けのビジネス展開を目指すところが多い²⁷。ミャンマーは近代的な製造業の基盤がほとんどないため、ティラワ SEZ で使用する原材料はほぼ全て海外から輸入している。ただ、ミャンマーの経常収支は赤字なので、本来は輸出企業も積極的に呼び込む必要がある。ミャンマー経済の概要で述べたように、安くて優秀なミャンマーの労働力は輸出企業にとっても魅力的であろう。ティラワ SEZ に関しては、日本政府の強力な後押しがある点も特筆しておくべきであろう。2011 年の民政移管から 5 年以上が経過しているが、植民地時代から軍政を経てきたミャンマーの法体系は必ずしも現在の状況にマッチしているとは言えず、法改正や制度変更が頻繁に行われており、今後もそうした調整が繰り返される可能性が高い。

● ティラワ SEZ 管理委員会能力支援プロジェクト

One Stop Service Center はティラワ SEZ の大きな特徴の一つ

ティラワ SEZ では投資に関する手続きを一箇所で完了できるサービスを提供している。One Stop Service Center (OSSC) には 12 の省庁(通関、税務、入国管理、建設、労働、環境、投資・企業管理、産業、商業、中央銀行、食品・医薬品、鉄道)から職員が派遣されており、これらに関する手続きを OSSC で一括処理するため、投資の許認可のスピードが格段に速い。通常はこれらの手続きを首都ネーピードーの本省とやり取りしなければならず、通常の窓口であるミャンマー投資委員会を通した場合、投資認可には半年から1年程度かかる。OSSC の場合、2週間ほどで認可が出る。投資計画の可否の判断には点数制を採用しており、進出を検討している企業には現時点の点数を伝えた上で、許可に必要な点数に達するために必要な措置についてアドバイスをを行っている。従って OSSC が投資申請を受理した段階でその案件は既に条件をクリアしていることになり、認可が下りるのはほぼ確実な状況となっている。OSSC のように効率的な行政機関は他のアジア諸国を見渡しても存在せず、ティラワ SEZ の大きな特徴である。

◆ ヤンゴン環状鉄道改修事業

近代的な鉄道システムを導入し、効率的かつ快適な旅客輸送を目指す

ヤンゴンには英国の植民地時代に整備された総延長 46km に 38 の駅を備えた環状鉄道があるが、老朽化が著しく、近代的な鉄道システムにはほど遠い状況にある。公共交通機関であるにもかかわらず利用率は低く、現状のままでは経済成長や観光客増加に対応できない可能性が高い。JICA では、環状交通鉄道に近代的な鉄道システムを導入し、効率的かつ快適な旅客輸送サービスの提供を目標に掲げており、信号システムの調達・設置、ディーゼル車両の調達、土木・改修工事、コンサルティング・サービスなどの事業を行う。今回の視察ではヤンゴン環状鉄道に実際に乗車した。乗車した車両は本事業で提供されたものではない古いタイプであったが、車内は不衛生で運航速度は極めて遅く、少なくとも我々が乗車した区間に関しては、人間が走った方が明らかに速いであろうと思われる(図表 16)。

◆ 証券監督管理能力強化事業 (ヤンゴン証券取引所視察)

JICA はミャンマーの証券監督能力を強化すべく個別専門家を派遣

ミャンマー政府は民間経済活動を活性化すべく資本市場の整備を進め、2015 年 12 月にヤンゴン証券取引所の開設に漕ぎ着けた。2016 年 3 月 25 日に取引を開始。JICA はミャンマーの証券監督能力を強化すべく個別専門家を計画・財務省に派遣し、証券取引委員会向けに政策を助言している。これまでの主な活動は、①証券取引委員会(SECM)の設立(2015 年 2 月)、監督・市場監視体制の確立、②資本市場に係る法・規制整備、③証券取引所設立の円滑化(2015 年 4 月に取引所認可取得)、④市場関係者との対話、⑤ASEAN 各国の資本市場調査、⑥国際機関等との連携、対外報告。証券取引所は開設したものの、資本市場そのものが未発達であるため、過去の負の遺産への対処が求められている。

²⁷ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/sez/pdf/thilawa_sez_11.pdf

ヤンゴン証券取引所には
現在3社が上場

上場しているのは2016年10月現在で僅か3社であるが、それらでさえ新規の資金調達を意図したものではない(既存の株主が保有する株式を売却する場を提供した形であり、流通しているのもそうして売却された株式に限られる)。現在の上市企業は、FMI(コングロマリット)、MTSH(ティアワ SEZ の開発を行う MJTD の株式の一部を保有する企業)、MCB(中堅銀行)。現在のところ、企業の資金調達はマーケットを通さず相対で行われるケースが圧倒的に多い。また、市場参加者の大部分はマーケットでの取引を行っていない個人投資家であるため、投機の発生が懸念されている。なお、現在は外国人投資家の取引を認めていない。証券取引所内の電光掲示板には売買注文の状況を一覧した「板」が映っている。板寄せは毎日11時と13時の2回のみであり、リアルタイムに取引されている訳ではない(図表17)。

図表16. ヤンゴン環状鉄道改修事業は老朽化が著しい鉄道システムの近代化を目指す

ヤンゴン中央駅に停車する車両

車内の様子



出所: SMBC日興証券



出所: SMBC日興証券

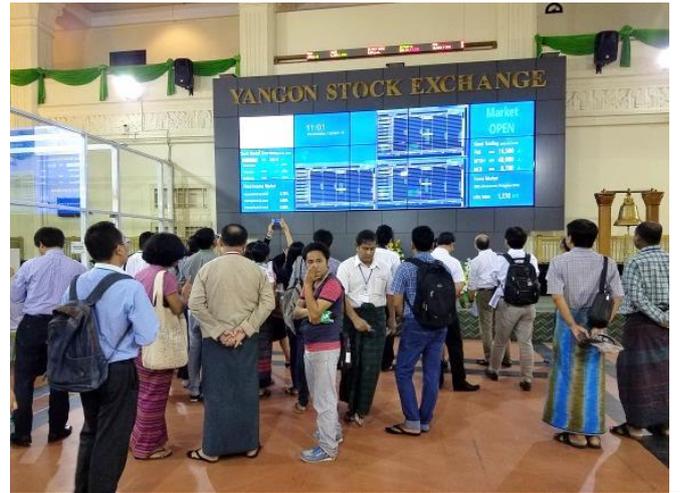
図表17. ヤンゴン証券取引所

かつてのインド準備銀行支店に入るヤンゴン証券取引所

板寄せの瞬間を見るために集まった投資家



出所: SMBC日興証券



出所: SMBC日興証券

◆ 貧困削減地方開発事業

貧困削減のためのインフラ整備を目的に円借款を供与

経済発展が著しく遅れているミャンマーでは、社会インフラが行き届かず貧困状態に置かれた人々が少なくない。JICA では貧困削減のためのインフラ整備を目的とした資金を円借款として供与し、ミャンマー政府が実際の道路整備事業を行う。2013年に調印されたフェーズ1では、16の道路整備事業、27の電

力供給事業、23の水道供給事業が実施される。来年7月までにフェーズ1は全て終了する予定であるが、一部の事業は延長される見込みである上、既にフェーズ2の準備も進行中である。

道路整備で貧困地区の外へのアクセスが容易に

今回のミッションでは、ヤンゴンの対岸にもかかわらず「陸の孤島」状態にあった KawHmu(コムー)という地域に ODA で整備した道路(竣工済み)の視察を行った。幹線道路から西に向かって延びる PW-01 区間(図表 18)は地盤がしっかりしているため、丈夫で走行抵抗の小さいコンクリート舗装を施したが、東に向かう PW-02 区間(図表 19)は地盤が弱いため、簡易アスファルト舗装を採用した。コンクリート舗装は簡易アスファルト舗装よりもコストがかかるが、メンテナンス費用を抑えられる。他方、簡易アスファルト舗装は最も単純な舗装であるため、コストが安い上、維持管理が容易である。KawHmu では道路整備によってヤンゴン中心部へのアクセスが大幅に改善されたほか、病院などの社会サービスの利用も格段に向上し、農産物を販売する際の輸送も容易になったとのことである。道路舗装以前は雨が降ると路面が劣悪な状態となり、通行できないことも少なくなかった。

図表18. 地盤が固い PW-01 区間にはコンクリート舗装を採用
PW-01 区間のコンクリート舗装



出所: SMBC日興証券

図表19. 地盤が緩い PW-02 区間には簡易アスファルト舗装を採用
PW-02 区間の簡易アスファルト舗装



出所: SMBC日興証券

視察を終えて

日本の ODA はミャンマーのような国で正に必要とされている

JICA による ODA 現地視察ミッションは昨年のインドネシアに続いて今回が 2 回目であった。インドネシアは国連及び世銀によって中所得国に分類されているのに対し、ミャンマーは貧困国とされているため、インドネシアと比べても経済発展の程度が著しく低いと予想はしていたが、現地で受けた印象はそうした予想を裏付けるものであった。最大都市ヤンゴンですら、中心部から少し離れると近代以前の生活を続けていると思しき村々が広がっている。少数民族が居住する国境周辺の州ではなおさらであろう。日本の ODA が必要とされているのは正にこうした国であり、今回の視察ではそれを実感することができた。特に、最も基礎的なインフラとしての道路整備の重要性を体験的に把握できたのは有意義であった。今年 9 月に JICA は国内市場初のソーシャルボンド(社会貢献債)を発行²⁸しているが、同機構の果たしている重要性に鑑みれば、こうした位置付けは至極正当なものであろう。

多民族国家のミャンマーで格差が拡大すれば社会が不安定化する可能性も

2011 年の民主化以降の急速な経済成長(2011~2015 年度の成長率は年率 7.5%)によって人々の生活環境は劇的に変化しつつあるが、そうした変化は社会で均質に生じている訳ではなく、経済成長の恩恵に浴する人々とそうでない人々を生んでいる。国民の間で格差が広がれば、多民族国家であるミャンマーの社会が不安定化する可能性は否定できない。ミャンマー政府が国民の格差拡大を懸念し、少数民族の居住地域を含めて貧困対策に力を入れているのはそうした面を意識しているからであろう。

²⁸ https://www.jica.go.jp/press/2016/20160902_01.html

国民性を踏まえると、ミャンマーの将来性には期待してよいのではないかと感じる。

その一方で、ミャンマーの将来性には期待してよいのではないかと感じる。現在は農業や鉱業以外にめばしい産業はなく、経済発展に必要な財の大部分を輸入に頼らざるを得ない状況にある。しかし、我慢強い国民性や高い倫理観、そして何よりも政情の安定が同国の重要な資産であろう。ミャンマーが世界から取り残されたのは、軍事政権の独善的な経済政策の失敗に加え、人権抑圧に対して諸外国が実施した経済制裁によるところが大きい。内戦などによる政情の不安定性が経済成長を阻害しているアフリカ諸国とはこの点が大きく異なる。ミャンマーの軍事政権は2011年に終了し、2016年にはアウンサンスーチー氏に率いられた本格的な文民政権が発足した。経済制裁は次々に解除され、日本をはじめとする国々から経済支援の手も差し伸べられている。経済成長を目指す際の参考となるのはASEANの隣人たちであり、彼らもミャンマーの発展に力添えしてくれるはずである。

問題点は時間を掛けて是正していくしかない

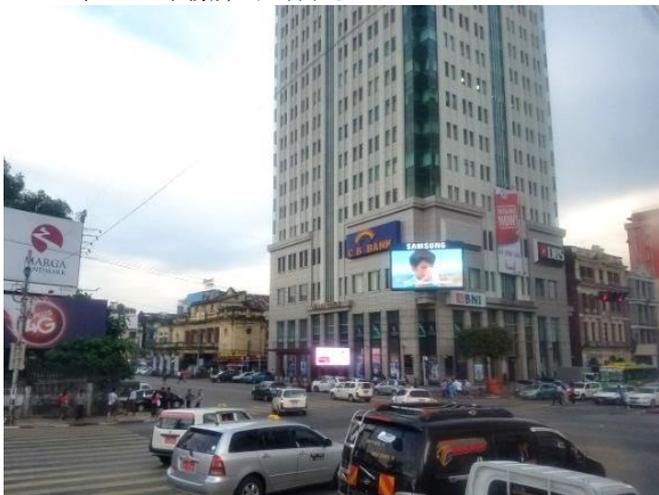
ミャンマーの問題点としては、(1)インフラが未整備である点、(2)産業基盤そのものが極めて脆弱である点、(3)腐敗して非効率な政府、(4)高度人材の著しい不足、(5)年長者や上席の者に対する強過ぎる従順さ、などを指摘できる。(1)や(2)はそれぞれODAの出番であって、資金を投入すればある程度の目途がつく話である。他方、(3)は強権的な支配を続けてきた軍政の負の遺産であり、文民政権の下で長い時間をかけて是正していく以外にあるまい。(4)も負の遺産であり、第一次軍政を倒した1988年のデモは学生を中心に展開されたことから、第二次軍政は学生の行動を厳しく制限してきた。高等教育を修めた人材に限られる点は、海外の進んだ技術や制度を導入する際の障害となろう。

年長者や上席の者に対する強過ぎる従順さは長所でもあり短所でもある

(5)はより本質的な問題であり、ミャンマー人の長所でもあり短所でもある。従順さは、外資系企業がミャンマー人労働者を使役する際には有利に働く面があり、経済成長が進んで中所得国のレベルに達するまではそれでも構わないであろう(従って、現時点でこれを問題視すべきではないかもしれない)。しかし、そこからさらに発展していこうとすれば、イノベーションを追求するような進取の精神や、既存の考えに疑問を持つような批判精神が必要であろう。ミャンマー国民の間には、自分からは積極的な行動は起こさず、「アウンサンスーチーが何とかしてくれる」といった依存心が少なからず存在しているとも指摘されている。ただし、こうした国民性を変革していくことが果たしてミャンマー社会にとって望ましいかどうか(伝統的価値観を守って伝統的な生活様式に止まるのか、それとも海外の新たな価値観をある程度受け入れた上で生活水準の向上を目指すのか)は意見の分かれるところであって、最終的にはミャンマー人自身が決めていくべき難問であろう。

最後になったが、今回のミッションを企画いただき、いまだ多くの日本人にとって遠い国であるミャンマーを実地に検分する貴重な機会を与えてくれたJICAの関係者各位に感謝したい。

図表20. 最大都市ヤンゴンの中心部といえども高層建築は少ない
JICA ミャンマー事務所が入居する Sakura Tower



出所: SMBC日興証券

図表21. 果たして10年後、この夜景はどう変貌しているだろうか
Sakura Tower からシュエダゴンパゴダ方面を望む夜景



出所: SMBC日興証券

補 足

【免責事項】

本調査レポートは証券その他の投資対象の売買の勧誘ではなく、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます)が情報の提供を目的に作成したものです。本調査レポートは、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。情報が不完全または要約されている場合もあります。本調査レポートに記載する価格、数値等は、過去の実績値、概算値あるいは将来の予測値であり、実際とは異なる場合があります。かかる価格、数値等は予告なしに変更することがありますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。本調査レポートは将来の結果をお約束するものでもありませんし、本調査レポートにある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるものであり、本調査レポートにある情報の使用による結果について、弊社及び弊社の関連会社が責任を負うものではありません。本調査レポートは、本調査レポートを受領される特定のお客様の財務状況、ニーズ又は投資目的を考慮して作成されているものではありません。本調査レポートはお客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。投資に関する最終決定は、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、お客様向け資料等をよくお読みになり、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。弊社及び弊社の関連会社のリサーチ部門以外の部門が本調査レポートで推奨されている投資や見解と整合しない又は矛盾するコメントを顧客又は自己勘定部門に対して行う場合があります。弊社及び弊社の関連会社はかかるコメントを参考に投資決定を行うことがあります。弊社並びに弊社の関連会社及びこれらの役職員は、本調査レポートで言及されている証券、その派生商品又は本調査レポートの対象会社の別の証券の売買を行う可能性があります。本調査レポートは、弊社又は弊社の関連会社から配布しています。本調査レポートに含まれる情報は、提供されましたお客様限りでご使用ください。本調査レポートは弊社の著作物です。本調査レポートのいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。本調査レポートに関するお問い合わせは、弊社の営業担当者までお願いいたします。追加情報をご希望の場合にはご連絡ください。

本調査レポートに記載された会社名、商品名またはサービス名等は、弊社または各社の商標または登録商標です。

【金融商品取引法第37条(広告等の規制)に関する留意事項】

[手数料等について](本邦における非居住者および金融商品取引法上の特定投資家等一部のお客様においては、手数料が個別に決定されるため、以下の表記通りではありません。)

本調査レポートの記載の内容に従ってお取引をされる場合、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における日本国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

【リスク等について】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると同時に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。資産担保証券については、利金、配当または償還金等の額が、一定の資産の状況の変化によって影響を受ける場合があります。これによって、中途売却、償還時点において、損失を被ることがあります。

上記の手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各本店までお願いいたします。

【弊社の商号等】

SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

【弊社の加入協会】

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

国別・地域別の開示事項

日本国外へのレポート配布先は機関投資家のみとされています。機関投資家の定義は国により異なります。本調査レポートまたは本調査レポートに含まれる情報のいずれも、有価証券の取得、売却、募集の申込み、引受けに関する取引契約の締結またはその申込みの勧誘を目的としたものではありません。

[米国] 本調査レポートはFINRAに登録されているSMBC Nikko Securities America, Inc. (以下「SI社」といいます)の米国外関連会社である弊社のアナリストが作成したものです。本調査レポートの作成に部分的、全体的に関わったアナリストは米国を拠点としておらず、FINRAには登録していません。本調査レポートを作成した米国外アナリストは会員会社に所属しないため、FINRA Rules 2241 および 2242の対象会社とのコミュニケーション、パブリックアピエランス、アナリスト本人の売買口座の規制に該当しない場合があります。本調査レポートは米国における機関投資家向けにのみ配信を想定しています。本調査レポートを受領した投資家は当該レポートを第三者に転送、譲渡しないことに合意したものとみなされます。本調査レポートで言及された有価証券に関する取引を希望される米国投資家はSI社までお問い合わせください。

[カナダ] 本調査レポートは証券の売買を勧誘するものではありません。本調査レポートは証券の一般的な利点とリスクについて記載しているのみで、特定のお客様の要望や状況に合わせたものではありません。本調査レポートは特定の有価証券、サービス、商品の購入を推奨するものではないことをご承知ください。

[香港] 本調査レポートはSMBC Nikko Securities (Hong Kong) Limitedにより配布されます。香港では、本調査レポートはSecurities and Futures Ordinance及びその下位立法に定める専門投資家に対してのみ配布しています。

[中国] 本調査レポートは、Chinese Securities and Regulatory Commissionの免許や承認を受けて配布されるものではありません。本調査レポートは、中華人民共和国在住の投資家に直接、間接を問わず配布されることを目的としていません。ただし、適用法・規則に従い、一定の中華人民共和国在住の投資家には、要望により本調査レポートを送付いたします。中国の投資家が対外投資を行う際には、中国の外国為替関連規制における届出・認可手続きと対外投資に関する認可手続きの対象となる場合があります。

[台湾] 台湾以外からの本調査レポートの配布は台湾当局の認可・承認を得たものではありません。

[シンガポール] 本調査レポートはSMBC Nikko Securities (Singapore) Pte. Ltd. (以下「NKSG社」といいます)によって、Financial Advisers Act, Cap.110において定義される機関投資家、適格投資家、専門投資家に対してのみ配布されるものです。本調査レポートまたは本調査レポートに含まれる情報のいずれも、有価証券の取得、売却、募集の申込み、引受けに関する取引契約の締結またはその申込みの勧誘を目的としたものではありません。本調査レポートを受領したお客様は自身が機関投資家、適格投資家、専門投資家であることおよび前述の制限事項に拘束されることに同意したことになります。本調査レポートに起因する事項及び本調査レポートの情報に関するお問合せはNKSG社までお願いします。

[EU、中東およびアフリカ] 本調査レポートや第三者から提供された付属資料は、SMBC Nikko Capital Markets Limited (以下「CM社」といいます)がEU、中東およびアフリカ内で配布します。執筆時点の筆者の見解が含まれますが、CM社の見解とは必ずしも一致しません。CM社は、本調査レポート内で言及された有価証券を保有している可能性があります。その場合でも当該有価証券の保有を継続することを表明するものではありません。SMBC Nikko Capital Markets Limited (所在地: One New Change, London EC4M 9AF, 電話番号: +44 (0)20 3527 7000、イングランドにおいて登録済み(No.02418137))は、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority, 所在地: 25 The North Colonnade, Canary Wharf, London E14 5HS)の認可を受け、監督下にあります。弊社の利益相反ポリシーについては以下のリンクをご参照ください。

<https://researchdirect.smbcnikko.co.jp/pdf/coidisclosure.pdf>

アラブ首長国連邦: 本調査レポートは、アラブ首長国連邦(the Dubai International Financial Centreを含む)における有価証券や金融商品の発行や販売あるいは取得の申込みの勧誘を構成するものではなく、そのようなものとして解釈されてはなりません。加えて、本調査レポートにかかる法人や有価証券がthe UAE Central Bank, Emirates Securities and Commodities Authority, Dubai Financial Services AuthorityまたはUAEの他の認可当局や政府機関の承認、認可あるいは登録を受けていないことをお客様が了解されていることを前提に本調査レポートは利用可能とされています。本調査レポートの内容はthe UAE Central BankまたはDubai Financial Services Authorityの認可や登録を受けておりません。